

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年5月7日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
三重県四日市市尾上町3番地の1
伊勢湾倉庫株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
伊勢湾倉庫株式会社川越 保税蔵置場
三重県三重郡川越町大字当新田字宮前661番地
三重県三重郡川越町大字当新田字宮前668番
三重県三重郡川越町大字当新田字宮前668番地
- 更新した期間
自 令和8年6月1日
至 令和14年5月31日